

新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、企業のDXに向けた取り組みを支援するため、デジタル技術を活用した実証実験を行う者に対して、予算の定めるところにより、新潟市デジタルイノベーション創出推進支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プラットフォーム 公益財団法人新潟市産業振興財団が設置した、デジタル技術の活用や異業種連携を通じ、企業の新規事業開発を支援する共創コミュニティ「DXプラットフォーム」のこと
- (2) 実証実験 市場や顧客等に対し、デジタル技術を活用した製品やサービスを提供し、実用化に向けて実際の環境下で検証を行うこと

(補助金の補助対象経費等)

第3条 補助金の補助対象経費、交付要件、額及び限度額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、別記様式第2号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業の実績は、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の1月末日のいずれか早い日までに報告をすること。

(3) 事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産は、当該補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならないこと。ただし、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、あらかじめ市長の承認を受けたとき又は当該補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該財産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときはその限りでない。

(5) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

3 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があり、これを審査した結果、補助金の交付決定を行わない場合は、別記様式第3号による補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第6条 補助事業者は、補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合で、市長が必要と認めるときは、あらかじめ別記様式第4号による補助対象事業変更承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助対象事業の内容を実質的に変更するもの。

(2) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から30パーセントを超える変更をすること。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、別記様式第5号による補助対象事業変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第7条 補助事業者は、別記様式第6号による補助金実績報告書に別表第3に掲げる提出書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期間内に市長に提出しなければならない。

(成果の公表)

第8条 市長は、補助事業の成果について公表できるものとし、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第7号による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一

部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 所在自治体の税の納付を怠ったとき。
- (5) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、別記様式第8号による補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第9号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第10号による財産処分承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、当該財産について処分したこと、又は承認したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該財産が、市長が別に定める期間を経過している場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、別記様式第11号による財産処分承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も補助対象事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(報告又は調査)

第12条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

(国県等の補助制度との重複)

第13条 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金等が充当される場合の補助対象経費は、当該補助金等を差し引いた額とする。

(選定委員会)

第14条 市長は、公平かつ公正に補助事業者を選定するため、新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くことができる。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象 経費	交付要件		額及び 限度額	補助金交付 期間
	補助事業者	補助対象事業		
補助対象事業の実施に直接要する別表第 2 に掲げる経費	<p>(1) プラットフォームの会員であり、事業において主たる役割を担う事業者であること</p> <p>(2) 市税を滞納していない者</p>	<p>(1) 本市域内において行う事業であること</p> <p>(2) 地元企業や本市の社会課題の解決に資する事業であること</p> <p>(3) 市場や顧客等に対し、デジタル技術を活用した製品やサービスを提供し、実用化に向けて実際の環境下で検証を行う事業であること</p>	<p>補助対象経費の 2 分の 1 以内の額 (その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) とし、100 万円を限度とする。</p>	<p>第 5 条における交付決定の日に係る年度の 1 月末日までを限度とする。</p>

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象経費区分	内 容
報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費。
原材料費	事業の実施に必要な加工用資材にかかる経費。
備品費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入等に要する経費。ただし、当該事業にのみ使用されるものに限る。
消耗品費	事業の実施に必要な物品であって備品費に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみに使用されるものに限る。
通信運搬費	本事業の遂行に必要な郵便代、通信費、運送料として支払われる経費。
機械器具借上料	事業の実施に必要な機器、器具等のリース・レンタルに要する経費。ただし、当該事業にのみ使用されるものに限る。
開発費	事業の実施に必要な製品、サービス、システム、ソフトウェア等の開発に要する設備費、外注費等。
直接人件費	本事業に従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費（給与その他手当）。
旅費	本事業に従事する者や専門家の交通費、日当、宿泊費等。
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

別表第 3 (第 4 条及び第 7 条関係)

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期間	提出書類
市長が別に定める期間内。ただし、事業の着手前であること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 法人の登記事項証明書 (4) 新潟市税の納税証明書 (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (6) その他市長が必要と認める書類 	事業完了後 30 日以内又は交付決定に係る年度の 1 月末日のいずれか早い日まで。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 事業にかかった費用の明細書及び価額を明らかにする書類 (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

補助金交付申請書

新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 補助対象事業の名称 | 新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業
「
実証事業」 |
| 2 補助対象事業の目的 | 別紙 事業計画書のとおり |
| 3 補助対象事業の内容 | 別紙 事業計画書のとおり |
| 4 補助対象経費 | 円 |
| 5 交付申請額 | 円 |
| 6 補助対象事業の期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金交付要綱第4条第1項の規定による交付申請については、同要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業 「 実証事業」
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
交付条件	

別記様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 ）

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金交付要綱第4条第1項の規定による交付申請については、同要綱第5条第3項の規定により、不交付の決定をしたので通知します。

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業の内容を変更したいので、同補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後
変 更 理 由		

別記様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助対象事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金交付要綱第6条第1項の規定による変更承認申請については、同要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後
変 更 条 件		

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
報告者 名 称
代表者名

補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業を完了したので同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| 1 補助対象事業の名称 | 新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業
「
実証事業」 |
| 2 補助対象事業の目的 | 別紙 事業実績報告書のとおり |
| 3 補助対象事業の内容 | 別紙 事業実績報告書のとおり |
| 4 補助対象事業の支出明細 | 別紙 事業実績報告書のとおり |
| 5 補助対象事業の完了日 | 年 月 日 |
| 6 交付決定額 | 円 |
| 7 補助対象経費 | 円 |
| 8 交付申請額（実績報告額） | 円 |

別記様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業について、同補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業 「 実証事業」
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
確定額	

別記様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業について、同補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業 「 実証事業」
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
交付決定取消額	
取消理由	

別記様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金返還命令書

年 月 日付けで金額の確定した新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業について、同補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

補助対象事業の名称	新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業 「 実証事業」
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
返 還 額	
返 還 期 限	
返 還 理 由	

別記様式第10号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金事業で取得した財産を処分したいので、同補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処 分 事 項	
処 分 理 由	

別記様式第11号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市デジタルイノベーション創出推進補助金交付要綱第11条第1項の規定による財産処分承認申請については、同要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処 分 事 項	
処 分 条 件	